

さ情審査答申第202号  
令和3年9月28日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成30年3月2日付けで貴委員会から受けた、「図書館の返却ポスト増設に関する行政情報（設置済は除く）」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月1日付け教生中図管第1151号によりさいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の適格を欠く申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示された2件以外の収受・供覧に関する決裁文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）第3条に基づく文書があると思います。

特定された11の文書のうち2つしか文書登録していない。文書管理規

則に基づき起案等をしないとシステムで調べられない。弁明書によるとその後、回答結果について収受、供覧を行ったとのことだが、開示決定通知書の別紙にある「市内全駅 返却ポスト設置検討」の文書についても、課内の情報共有を図るため、ある程度供覧が必要ではないか。一般的に役所に質問すると、担当者じゃないとわからないと言われることがあるが、供覧等をして情報共有していれば概要くらいは答えられるのではないか。情報の共有がされていないといろいろなところで不都合がでる。ただ資料を持っているだけではなくみんなで共有することが必要である。みんなで共有しないから同じ事務処理ミスが発生するのである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が開示請求した「図書館の返却ポスト増設に関する行政情報（設置済は除く）」について、行政情報開示決定通知のとおり、教生中図書館第517号「図書館協力調査について」（以下「517号」という。）外10件を特定し開示決定を行った。
- 2 開示した行政文書のうち517号は、県内市町村に対する駅等のブックポストの設置状況調査の実施に係る起案文書、また、教生中図書館第580号「駅等のブックポスト設置状況等について」（以下「580号」という。）は、政令指定都市に対する駅等のブックポスト設置状況の調査の実施に係る起案文書である。
- 3 審査請求人は、当該開示決定を取り消し、特定した「517号」及び「580号」以外の文書管理規則第3条に基づく収受・供覧・決裁に関する文書があると思うので開示せよと主張しているが、開示した2件以外には該当する文書は存在しない。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月22日に開示請求を行った「図書館の返却ポスト増設に関する行政情報（設置済は除く）」である。

これに対して実施機関は、該当すると考えられる文書を特定し開示決定を行ったところ、審査請求人は、文書の特定に瑕疵がある、他にも文書管理規則第3条に基づく文書があると思うという主張から本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関は、開示請求に関する文書として起案文書2件を含むすべての文書を特定し、開示している。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 2日	諮問の受理（諮問第501号）
②	令和 3年 5月20日	審議
③	同 年 6月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 9月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)